

○議長（石橋英和君）順番5、20番 樽井君。

〔20番（樽井豪男君）登壇〕

○20番（樽井豪男君）それでは、坂口議員の後で、突然、皆さんまた睡魔が襲うかもわかりませんが、短時間30分ぐらいで、的確に質問し、また、お答えをいただきたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、2項目にわたりご質問させていただきます。

まず、市の重要な財源である固定資産税について。これについて私も新たな認識をさせていただくという意味で、三点を質問させていただきます。

まず、基本的な課税の方針、どういう方針なのか。

2番目は、それに基づいて航空写真をいかに活用しているのか。

なお、三点目につきましては、いろいろ最近、老朽住宅、いろんな危険な住宅の家屋があって、それを取り壊すにあたって、取り壊したらすぐ固定資産が上がるかというものが、それがよく言われております。それを新たな認識をしたいと思っております。また、昨年、いろんな税制のほうも、そういった措置法も変わったと聞いておりますので、そういったものを含めてご回答をお願いしたいと思います。

続きまして、2番、だんじりを市の観光PRとして活用してはと。あえて、平仮名でだんじりとしております。よくだんじりという漢字が山の車でだんじり、また、地べたの地の車でだんじりという形でよく言われるんですけども、あえて、このだんじりということを平仮名で書いております。それで、各地域

には、いろんなだんじりがあり、秋祭りでは非常ににぎわっております。

提案として、このだんじりを活用して各観光方面にこれを生かすようなイベント、特に市主催のイベントではどうか。と言いますのは、これは各秋祭りにおきましては、やはり、宮さんの行事でもあり、そういった宗教的な絡みもあり、市としてもそういったところに補助的なことはできないとよく言われるんですけども、こういった市が主催で行えば、やはり、だんじりを運搬なり運行するにあたって、非常に費用がかかります。そういった場合、市から、ある程度の市主催のイベントで、市からもある程度の補助を出していただければ、いろんなだんじりが出てきてくれるという可能性もあります。

また、だんじりおたくという方がかなりいらっしゃるということで、橋本市の祭りもそういった方が各地域から橋本市の織物とか、いろんな写真を撮りに、橋本市に來たりとかしておると聞いております。どうか、このだんじりを今、橋本市でかなりの台数があると思うんですけども、そういったものを活用して、各だんじりも含めた中で、観光と物産とというようなイベントで開催してはいかがなものかということで、今回の質問としております。

どうか明確な答弁をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君の質問項目1、固定資産税に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（栞谷俊介君）登壇〕

○総務部長（栞谷俊介君）一点目の固定資産

税の基本的な課税方針についてお答えします。

固定資産税の課税対象は、家屋、土地、償却資産であり、それぞれ法令に基づき適正に課税することを基本に、課税客体の把握に努めています。中でも家屋につきましては、国の固定資産評価基準に基づき適正な評価を行うとともに、土地については、宅地を例にしますと、まず標準宅地を設け、不動産鑑定士が売買実例価格等を基準として標準価格を求め、国の固定資産評価基準である路線価方式により評価を行っています。固定資産税は、市の主要財源であります。今後も自主財源の確保のため適正で、公平公正な課税をめざしてまいります。

次に、二点目の航空写真の活用についてでございますが、航空写真は3年に一度の評価替えにあわせて、1年前に撮影を行い、家屋の悉皆調査や土地の現況地目の確認に活用しています。

三点目の老朽住宅を除却した場合の土地の固定資産税についてお答えします。

住宅用家屋がある場合、住宅用地特例として、課税標準額の特例措置が適用され、住宅一戸当たり、敷地200㎡までの小規模住宅用用地の課税標準額が価格の6分の1、敷地200㎡を超えた分は一般住宅用地としての3分の1の額になっています。

このことによって、老朽化した住宅用家屋を除却した場合、住宅用地特例の対象外となるため、税額で約3～5倍上がることとなります。

また、昨年末に公布された、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、適切な管理がなされていない空き家が存在する場合、住宅用地特例の対象から除外されることになりましたので、長年放置された老朽住宅があっても、税額が上がるということになります。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君、再質問

ありますか。

20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）ありがとうございます。それでは、ちょっと若干、1と2の基本的な課税と航空写真活用についてをまとめて、再質問したいと思います。

先ほど答弁の中で、自主財源の確保のため適正で公平公正な課税をめざしているというようなことでありましたが、具体的な例として、もし、納税義務者以外の方から課税誤りを指摘された場合、そんな場合、航空写真とか、また登記簿謄本とか、いろんな構図とかを見ておられると思うんですけども、そういった場合にどのような方向で相手方にお話をするのか。やはりそれだけ、俗に言う、言葉汚いんですけども、これ取り消していただいて結構ですが、垂れ込みとか、そんな形のものでんですけども、そんな場合は、どんな形でちゃんと対応しておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（柘谷俊介君）納税者以外の人から課税誤りが指摘された場合についてお答えします。

指摘された方は当該物件に関する納税義務者ではございませんので、市としましても、地方税法第22条の秘密漏洩に関する罪によりまして、指摘された方にはその件について何ら回答はいたしません。することできませんので、いたしません。しかしながら、そのまま放置するということができませんので、対応した担当者としていたしましては、当該指摘物件につきまして、構図や現況地番図、航空写真、現場確認などによりまして、課税内容の調査を行いまして、誤りがあるということであれば、適正に課税を更正していくところでございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）非常にご苦勞をされてそういうことをしていると、それはもうよくわかりました。次の航空写真の費用なんですけども、3年に1回飛ばすということで非常に費用もかかってこようかと思うんですけども、それを評価替え時に全て飛ばさなアカンのか、5年にいっぺんにするとかというのがあると思うんですけども、恐らく、この撮影費用というのは、1回飛ばせばどのぐらいかかるのか。また、それのもたらした効果がどのぐらい現れているのかをお伺いします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）航空写真の撮影費用と効果についてのおただしでございますが、直近では、航空写真の撮影を平成26年の1月に行っております。費用は662万円でございます。効果といたしましては、評価できていない家屋、年間100軒程度、次の撮影までの3年間で約300軒の評価を行うことができます。一軒当たり約7,000円の税額と仮定しますと、1年目で70万円の税収が上がりまして、2年目で140万円、3年目で210万円の税収が上がりますので、3年で約420万円の税収となります。

また、土地につきましては、田、畑、それから山林等が、宅地雑種地に用途変更されている場合、この場合は課税地目の変更を行いまして、評価の見直しを行っておりますけども、田の評価が1㎡当たり107円程度であるのに対しまして、宅地雑種地になりますと、1㎡当たり平均1万7,872円の評価額となります。

以上のことから、具体的な算出というのは困難でございますけども、大幅な増収になると見込めます。なお、航空写真につきましては、納税義務者への課税説明のため、窓口では閲覧はしていただいておりますけども、ほ

かの納税義務者の情報も同時に写っておりますので、交付ということはしておりません。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）割と航空写真と、あとは、税を取ってくるというのはなかなか平行にはならんとは思いますが。やはり、年間100軒というのは、これは地図の中で探すというのは非常に困難な仕事だと思いますけども、できるだけそれに近づけた中で、撮影の費用の効果を実績が出るように頑張っていただきたいと思えます。

もう一点、ちょっとまた別の観点からお聞きしたいんですけども、現況自身、登記簿が宅地であって、現況が農地で何十年ということで、実際そういう使用しとるという場合に、課税が恐らくそういった航空写真も見なくて、宅地で課税されて、宅地課税で徴収しとるということもあろうかと思えます。そんな場合、ご本人さんが、そういうことがわかれば、何かの手続きをして、宅地にかえるという登記費用というのは非常にまたかかってきますので、そういった場合に、もっと簡単な方法があれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）登記簿等が宅地ということで、現状は農地としてご利用という場合の課税についてでございますけども、実際に農地としてご利用いただいているということでございましたら、固定資産税の賦課期日、1月1日でございますが、までに農業委員会へ行っていただいて、現況証明書を発行してもらいますと、その現況証明書を持って、税務課では、翌年度の課税以降については、農地として取り扱いをさせていただいておりますので、この制度をご利用いただければと思えます。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）その現況証明書なんですけども、それはやはり、そういった地域の農業委員とか、そんな方から、ちゃんと証明してもらおうとかということで、現況証明書が発行していただけるということによろしいんですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）その現況証明書につきましては、農業委員会で発行した場合ということになります。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）農業委員会と、すいません、ちょっと聞き方悪いです。各地域に農業委員がおると思うんですけども、そういった方から農業委員会のほうに通じて届けるというのが原則になっておるんか、その点、お伺いします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○農業委員会事務局長（笠原英治君）農業委員会の事務局長として答弁させていただきます。

各地域には農業委員、議員ご指摘のようにございまして、その方が現場を確認しまして、事務局のほうへ提案いただくことになっていきます。定期的にかかれる農業委員会のほうで審議して承認することになっております。ただし、一筆の中に、今、住宅と農業用地とが混在しとる場合につきましては、なかなか承認しづらい部分がありますので、一筆全部が農用地ということが基本になってまいります。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）細かいことを聞きまして、よくわかりました。

それでは、③の老朽住宅の除却、先ほど部長のほうから、昨年、特別措置法を適用して、そういったことは除外するという答弁がありましたけども、老朽住宅の除却について、そういった適正な税収をかけるにあたっての手

順、恐らく、一つはいろんな、税務課だけじゃないしに各横のつながりの中で、この建物が危ないですよ、だから、除却の方向に進んでくださいと、やはり、そういった方向が示されてからでなければ、こういった税の控除はやめるということはできないのか、特に、横のつながりが非常に大事になってくると思いますので、そのあたりちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）どのような場合に、空き家の特別措置法を適用するかというおただしでございますけども、固定資産税の住宅用地特例の対象外となる土地は、この特別措置法に基づきまして、市が勧告を行った空き家の敷地である土地に対して適用することになります。

具体的にどういう土地かと言いますと、倒壊等が著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある家屋、これらの家屋が市の勧告の対象となるわけですが、議員おただしのように、これらの家屋の対象となっているかどうか、その点を調査する前に、皆さんの情報と、横の連絡による情報というのをいただいて、いろんな方面から情報が入ると思います。それらをもとに、市でも独自にも調べますが、こういうふうな勧告の対象となる物件であれば、勧告していくということになります。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）その勧告の場合の受け皿、市の担当がどこになっていくのか、恐らく、この税金に対しては税務課になってくると思うんですけども、できるだけそれを、こ

ういった空き家に対する法律が変わりましたというのが、やはり、特に税関係が一番、はっきり相手方にものを言えるんじゃないかと思えます。そこが、全部が全部窓口というわけではないんですけども、やはり相手としたら、そんだけお金かかるんやったらということでは尻込みもするんじゃないかと思うんですけども、それはやはり、各部署もありますので、そこはもう十分、横とのつながり、これはもう、これはあんたとこの係だから、あんたとこですよという振り合いじゃなしに、やはり、全体的な横のつながりの中で、それは努力していただきたいとは思っています。それはもう、そういったように、ぜひ、横のつながりを連携して、一日も早く危険な家屋を除却できるよう、また、そういったことに対しては、やはり子どもの通学路の問題等も非常に安心もしていきますので、せっかく新しい法律ができましたので、十分それを活用していただきたいと思えます。それは要望です。

それでは、1番の固定資産税については、これで終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、だんじりを市の観光PRにとの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）だんじりを利用した市の観光PR活用についてお答えします。

橋本市内の秋祭りの起源は、荘園支配体制のもと、鎌倉時代に行われていた放生会という行事にさかのぼります。放生会に由来する秋祭りにだんじりが参加するようになったのは、江戸時代中期からで、当時からにぎやかで盛大な村祭りでした。

現在、市内には隅田八幡神社の担ぎだんじりが13基、曳きだんじりが相賀八幡神社に9基、相賀大神社に2基、学文路天満宮に3基

あるほか、地元神社や築の祭りのだんじりを合わせると30基以上のだんじりがあります。これらは各地域のだんじり保存会やだんじり協議会と、各区・自治会が協力して運行しています。

また、市内のだんじりは文化的価値も高く、橋本区の舟楽車は、和歌山県指定有形民俗文化財であり、隅田八幡神社の秋祭りは、和歌山県指定無形民俗文化財のほか、和歌山県の観光資産として、プレミア和歌山にも平成22年に認定されています。

これらのことから、各神社等で現在開催されている秋祭りとは別な場面でイベントを開催し、市内のだんじりを集めて、観光客などに臨場感あふれる現場を見ていただくことは、本市の観光PRに大きな効果があると考えています。だんじりの彫刻や刺しゅう幕を、歴史的な説明とあわせて見ていただくだけでも興味が湧いてくると思っています。

また、だんじり運行は、一基当たり100人以上が集まる地区上げての行事であることから、観光客の増加と合わせて大きな経済効果があると同時に、観光資源としてだけでなく、地域の誇りである歴史や伝統を後の世代へ継承していく大切な機会です。

ご提案いただいた内容を前向きに捉え、今後、関係者とも調整しながら考えてまいります。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君、再質問ありますか。

20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）前向きなご答弁ありがとうございます。やはり、各地域、地域のだんじりは、やはりみんなの思い入れが強く、だんじり自身でも、いろんな物語があります。先ほど言うたように、歴史的なもの、恐らく彫り物の由来、また、幕でしたら、いろんな刺しゅうをこらして物語を選んだ幕も、ほと

んど隅田はそうです。そういったものも各地域で聞いて、各地域の方もなかなかわからないと思うんですけども、年とった方でなければ。これがこういった言い伝えやって、こういう物語やというのを、やはり、もし、だんじりをイベントに使えるならば、そういった1基が出るときに、そういった由来の説明もしていただければ、非常にそのだんじりがどういものかというのがわかっていただけだと思います。

まず、ちょっと簡単に私の提案なんですけども、この福祉センターが今、西別館も解体しました。それで、恐らく、この福祉センターの周回道路というのが、だいたい1周できるような、いけるのかなと私は思っています。そういった、できるだけそんな広いグラウンドとかで使わなくて、やはり、だんじりというのは、狭いところで、てこでして、いろんな引き回しなり担ぎなりというのは、非常に今、やりがいもありまして、大きなグラウンドとかでやりますと、非常に大きなところにぼつんとあるだけで、疲れるだけで、なかなかそういった担い手やら運行に係る人はあまり、しょうもないなと思ったりよくします。

やはり、できるだけそういった狭いところ、また、もう一点は、祭りの、重なるかわかりませんが、高野口の歩行者天国とか、そういったところに、もし、だんじりが、隅田とか、だいたい当番制ですので、そんなところに持って行って、あかんでも飾りつけとか、運行できなかつたらそういったところで展示するとかという方法もあろうかと思いません。一番ええのは、やっぱり担いでにぎわすのが一番、周りもたくさん集まって見ていただけるんじゃないかとは思っています。

できたら、そういう私の個人的な考えですけども、できるだけそういったところでイベントのところに、全部がそろえるというのは、

30基なんて到底無理な話ですので、やはり、市主催となれば、台数も限られてきます。まして、運行に際しての費用もかかってきます。そういったことで、市としての、市主催ということであえて書かせていただいております。もし、そういった形で、市の主催としてのイベントとしてお考えいただけるならば、市としてある程度補助金は考えた中で、前向きに考えていただいているのか、それを再度、お聞きいたします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）議員ご指摘のとおり、だんじりを間近で見ただけのように、今現在、行っている市のイベントにかかわらせた形で、だんじりを皆さんに知っていただくということは、経済効果とともに、歴史伝統を継承していく意味で非常に高いと思います。一つ、ご指摘ありました、この保健福祉センターの駐車場の整備と関連の道路整備については、平成28年度で行ってまいりますので、少しこの場所で行うというのは、なかなか近年中に行うというのはすごく難しいかと思うんですが、高野口の歩行者天国などは、既に地元の小さなだんじりが出たりもしておりますし、そういったところに、橋本や隅田地区のだんじりが出るということは、非常に有効でないかと思えます。そういったところを前向きに検討していきたいと考えております。

それと、補助金に関してですが、議員ご指摘のとおり、神事ごとですので、だんじり祭りに行政が直接、事務局になったり、主体性を持って補助していくというのはなかなか難しいんですが、市主催のイベント等にだんじりが参加していくということであれば、祭りの補助金と合わせて、その部分の費用を十分検討できるのではないかと考えております。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）その点だけ、やはり、だんじりを出すにあたっては、みんな先、じきに地元はお金いくら出るんやろうと、そういう言葉しか言いませんので。やはり、そういったことも本当に真剣に考えていただければ、恐らく、何台かは出てくれるんじゃないかとは思いますが。

以上で終わります。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君の一般質問は終わりました。

この際、2時25分まで休憩いたします。

（午後2時10分 休憩）